

原発事故集団訴訟



福島第1原発事故の集団訴訟で国と東京電力の賠償責任が認められ、福島地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら=10日午後

東京電力福島第1原発事故の被災者約3800人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決で、福島地裁は10日、国と東電の責任を認定し、原告約2900人に総額約5億円を支払うよう命じた。双方とも津波を見ていたのに対策を怠ったと判断。国の指針に基づいて東電が支払っている慰謝料を上回る賠償を認め、被害救済の対象を広げた。

全国で約30ある同種訴訟で3件目の判決で、国と東電の賠償責任を認めたのは3月の前橋地裁に続き2例目。国の指針を超える賠償命令は前橋地裁、9月の千葉地裁に続く3地裁連続で、現状の賠償制度の不備が改めて浮き彫りとなつた形だ。

福島訴訟特有の、居住地の放射線量を事故前の水準に戻す原状回復の訴えは却下された。原告は事故当時の福島県と宮城、茨城、栃木3県の住民で、事故後もとどまつた人が8

Q ズーム

全国の同種訴訟 東京電力福島第1原発事故の避難者や被災者による集団訴訟は、全国各地で約30件起つされ、1万人以上が原告として参加している。国の指針に基づき東電が支払っている賠償は不十分だと主張して精神的苦痛や心配などを失つたことへの慰謝料などを請求しているほか、国や東電が対策を怠り、事故を防げなかつたとして事故の責任の明確化も求めている。前橋千葉、福島の3地裁で判決が出され、来年3月には京都地裁でも判決が予定されている。

判決骨子	
●国と東京電力は原告約2900人に総額約5億円を支払え。国はうち約2億5000万円を東電と連帯して支払え	
●国は2002年に津波を予見でき、同年中に規制権限を行使すべきだった。東電も対策を怠った過失がある	
●居住地の放射線量を事故前の水準に戻す「原状回復」は認めない	
●「ふるさと喪失」への慰謝料は既に支払われた賠償に含まれており、認めない	

福島地裁 「津波予見できた」

国、東電に再び賠償命令

関が2002年に発表した壇

震に関する「長期評価」に基

づき直ちに試算すれば、国と

東電は敷地を大きく超える15・7㍍の津波を予見可能だと指摘。国が02年中に東電へ対策を命じていれば事故は防げたとして「国の規制権限の不使用は著しく合理性を欠いていた」と結論付けた。

東電にも「津波対策を怠つた過失がある」と言及。安全性の責任は第一次的には事業者にあり、二次的な国の責任の範囲は東電の2分の1だとして、総額約5億円のうち約2億5千万円を、国は東電と

金沢秀樹裁判長は、政府機関を占める。全国の同種訴訟では最多の原告数。原状回復されるまで1人当たり月5万円の慰謝料を請求し、弁護団によると、訴訟の結果時までで総額約160億円に上る。

連帯して支払うよう命じた。判決では、「ふるさと喪失」を命じた。「ふるさと喪失」への慰謝料は、既に支払われた賠償に含まれているとして認めなかった。

原子力規制庁は控訴を検討するといい、東電は「判決内容を精査し、対応を検討していく」とのコメントを出した。

告の一部には1万円の支払い

を命じた。「ふるさと喪失」

10/11 終